

健康経営事業所に関するQ&A



健康経営って、何のこと？
どういう意味？



大分県では、健康経営の定義を「**従業員の健康支援が経営面においても大きな成果が期待できる経営方針のこと**」と定め、事業所として従業員の健康づくりを行うことの普及を目指しています。



健康づくりと経営って、どうつながるの？
関係ないのでは？



事業所が従業員等の健康管理や疾病予防に取り組むことは、生産性の向上や医療費負担の軽減等によって事業所の収益等に貢献することとなる
「投資」です。その効果として、
**①生産性の向上、②従業員モチベーションの向上、
③事業所の社会的評価向上**、等が期待されます。



認定のためには、何をすればいいの？



認定には、下記の5つの取組**すべて**を行う必要があります。

- ①従業員への健診受診勧奨及び有所見者対応
(従業員の健康診断受診率100%及び従業員の健康診断の結果把握100%)
- ②事業主の主導的な健康づくりの推進
(社内宣言、事業所全体の健康リスク把握と周知)
- ③受動喫煙防止対策
(事業所建物内禁煙又は敷地内禁煙)
- ④健康情報の定期提供
(最低月1回の健康情報の社員への提供)
- ⑤事業所ぐるみの健康増進の取組
(社内の開催・社外イベントへの参加 年1回以上 等)

健康経営事業所に関するQ&A

認定のための条件が、厳しすぎない？

①の健診は、健康管理の基本中の基本です。
有所見者の対応も、事業主として、できる限りの
勧奨をして頂きたいと考えています。
②は事業所として健康づくりに取り組むために、
必要不可欠です。
③の受動喫煙防止対策は平成26年に改正された
労働安全衛生法により、各事業者の努力義務に規
定されたことから、項目に入れています。
④の情報提供や⑤の取組みについては、
県のサポートを利用し、従業員の皆様に情報提供
を行い、健康イベントへ事業所の皆様でご参加
いただければと思います。
この他、県では関係機関と連携し、認定のための
支援を行うこととしています。



県のサポートとは？何をしてくれる？

県では、登録のあった事業所に対して、
①メールによる定期的な健康情報の提供
②企業対抗運動イベントの開催、等を行うこと
としています。



登録するには、どうすれば？

協会けんぽ加入事業所は「協会けんぽ」へ、
それ以外の事業所は「所在地を管轄する保健所」へ
申込書を提出するだけです。



認定条件に当てはまるかどうか、
県は、どうやって確認するの？

登録のあった事業所より、
年度末に提出いただく実績報告書にて確認します。

